

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
6	国民健康保険関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

柏原市は、国民健康保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

柏原市長

公表日

令和6年12月27日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	国民健康保険に関する事務
②事務の概要	国民健康保険法等に基づき、下記の国民健康保険の資格、給付、賦課、収納の事務を行う。 資格：被保険者からの届出・申請による被保険者証、認定証等の管理・発行等に関する事務 賦課：国民健康保険料の賦課、減免等に関する事務 収納：賦課された保険料の収納および還付等に関する事務 給付：療養給付費、高額療養費、第三者行為等に関する事務 本事務における特定個人情報ファイルは、以下の事務に使用している。 ①被保険者に係る申請・届書等の受理、審査又は応答に関する事務(国民健康保険法第9条)②保険料の賦課決定又は減免に関する事務。③保険料の徴収に関する事務。④被保険者証、被保険者資格証明書、高齢受給者証、標準負担額減額認定証、特定疾病療養受療証、限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証又は特別療養証明書に関する事務。⑤被保険者への給付に関する事務。⑥一部負担金に係る措置に関する事務。⑦他市町村の所得情報の確認。(情報提供ネットワークシステムの利用を想定)⑧オンライン資格確認関係事務
③システムの名称	①国民健康保険システム ②宛名管理システム ③収納管理システム ④滞納管理システム ⑤中間サーバー ⑥団体内統合宛名システム ⑦国保総合システムおよび国保情報集約システム ⑧医療機関等向け中間サーバー
2. 特定個人情報ファイル名	
①. 被保険者台帳情報ファイル ②. 賦課情報ファイル ③. 給付情報ファイル ④. 収納情報ファイル ⑤. 滞納情報ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 69、70、71の項 【情報提供】 ・番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康部 保険年金課
②所属長の役職名	保険年金課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	582-8555柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	582-8555柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課 072-972-1501(代表)
9. 規則第9条第2項の適用 []適用した	
適用した理由	

II しきい値判断項目

1. 対象人数	
評価対象の事務の対象人数は何人が	<input type="checkbox"/> 1万人以上10万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
2. 取扱者数	
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	<input type="checkbox"/> 500人未満] <選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年12月1日 時点
3. 重大事故	
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	<input type="checkbox"/> 発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

Ⅲ しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続		[] 接続しない(入手)	[] 接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
7. 特定個人情報の保管・消去			
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
8. 人手を介在させる作業		[] 人手を介在させる作業はない	
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている	
判断の根拠	①登録作業等における複数人での確認 ②特定個人情報を含んだ申請書等(USBメモリを含む)の施錠可能な書棚等への保管等の対策を講じていることから人為ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。		
9. 監査			
実施の有無	[<input checked="" type="radio"/>] 自己点検	[] 内部監査	[] 外部監査
10. 従業員に対する教育・啓発			
従業員に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない	

11. 最も優先度が高いと考えられる対策		[] 全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	<p>[3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要な情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発 	
当該対策は十分か【再掲】	<p>[十分である]</p> <p><選択肢></p> <ol style="list-style-type: none"> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている 	
判断の根拠	<p>対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワードにより限定しており、またアクセスログを記録、分析することで不正なアクセスが無いかの確認を行っている。</p>	

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成31年3月29日	4. 情報ネットワークシステムにおける情報連携	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の1、2、3、4、	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の1、2、3、4、	事後	
平成31年3月29日	IV リスク対策		(様式の追加)	事後	
令和3年4月14日	1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	国民健康保険法等に基づき、下記の国民健康保険の資格、給付、賦課、収納の事務を行う。	国民健康保険法等に基づき、下記の国民健康保険の資格、給付、賦課、収納の事務を行う。	事後	
令和3年4月14日	3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するため	事後	
令和3年4月14日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の1、2、3、4、	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の1、2、3、4、	事後	
令和4年6月1日	4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第7項、別表第二の1、2、3、4、	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、	事後	
令和4年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 保険年金課	健康部 保険年金課	事後	
令和4年6月1日	5. 評価実施機関における担当部署	健康福祉部 保険年金課長 杉本 利夫	保険年金課長	事後	
令和4年6月1日	7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	582-8555柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課	事後	
令和4年6月1日	8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康福祉部 保険年金課	582-8555柏原市安堂町1番55号 柏原市役所 健康部 保険年金課	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和4年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和2年6月1日 時点	令和4年6月1日 時点	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取	⑧オンライン資格確認の準備作業	⑧オンライン資格確認関係事務	事後	
令和5年3月15日	I 関連情報 1. 特定個人情報ファイルを取		⑧医療機関等向け中間サーバー	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 1. 対象人数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和5年6月1日	II しきい値判断項目 2. 取扱者数	令和4年6月1日 時点	令和5年6月1日 時点	事後	
令和6年12月27日	I 3. 個人番号の利用 法令上の根拠	番号法第9条第1項 別表第一の30の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(別表第一省令)(平成26年内閣府・総務省令第5号)・別表第一省令第24条 国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下、「番号法」という。)第9条第1項 別表 44の項 番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令第24条 国民健康保険法 第113条の3 第1項及び第2項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月27日	I 4. 情報ネットワークシステムによる情報連携 法令上の根拠	・番号法別表第二における情報提供の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の1、2、3、4、5、9、12、15、17、22、26、27、30、33、39、42、58、62、80、87、88、93、97、106、109、119の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(主務省令)(平成26年12月12日 内閣府・総務省令第7号)第1、2、3、4、5、8条、10条の2、11条の2、12条の3、17、20、25、33、43、44、46、49、53条、55条の2、59の3条 ・番号法別表第二における情報照会の根拠 番号法第19条第8号、別表第二の42、43、44、45の項 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令(平成26年12月12日内閣府・総務省令第7号)第25条、25条の2、26条 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	【情報照会】 ・番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 69、70、71の項 【情報提供】 ・番号法第19条8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令 第2条の表 2、3、6、13、16、19、27、38、42、48、56、65、69、83、87、111、115、125、131、137、141、145、158、161、164、165、166、173の項 【オンライン資格確認の準備業務】 ・番号法附則第6条第4項 ・国民健康保険法第113条の3第1項及び第2項	事後	法令改正に伴う変更
令和6年12月27日	IV 8 人手を介在させる作業		2) 十分である ①登録作業等における複数人での確認 ②特定個人情報を含んだ申請書等(USBメモリを含む)の施錠可能な書棚等への保管等の対策を講じていることから人為ミスが発生するリスクへの対策は「十分である」と考えられる。	事後	様式変更に伴う新規追加項目
令和6年12月27日	IV 11 最も優先度が高いと考えられる対策		3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 2) 十分である 対象となるシステムへのアクセスが可能な職員は、静脈認証及びパスワードにより限定しており、またアクセスログを記録、分析することで不正なアクセスが無いかの確認を行っている。	事後	様式変更に伴う新規追加項目